

建築文化に関する検討会議（第1回）

開催日時：令和5年3月16日（木）10時00分－12時00分

開催場所：国立近現代建築資料館（東京都文京区湯島4-6-15）

出席者：（会議委員）後藤治 座長（※）、佐藤主光 委員、鈴木京香 委員、堀川斎之 委員

三浦展 委員、山崎鯛介 委員 ※はリモートでの参加

（文化庁）都倉俊一 長官、奥健夫 文化財監査官

（事務局）寺本恒昌 国立近現代建築資料館長／企画調整課長 他

議事録：

【寺本課長】 今から建築文化に関する検討会議の第1回を開催させていただきます。

本日はお忙しいところ御出席、大変ありがとうございます。私、文化庁の企画調整課の課長をやっております寺本と申します。こちらの資料館の館長の役割も担わせていただいております。どうぞよろしくお願ひします。

まず開会に当たって、長官の都倉より御挨拶をさせていただければと思います。

【都倉長官】 本当にお忙しいところお集まりいただきまして、ありがとうございます。

最初に今、御覧になった国立近現代建築資料館は2013年に開館いたしまして、今年、新年度になって10周年ということになります。ある意味で日本の近現代建築というのは、皆さん御承知の建築学会のノーベル賞とも言われているプリツカー賞の受賞者を多数輩出したりしております。世界的に注目されているわけでありますが、俯瞰して見ますと、日本の近現代建築というか、建築文化そのものを包括的に捉えて、それを推奨したり、発展させるような国としての大きな組織というか、行政としてその視点が欠けているような気がするわけであります。

ある意味で、文化庁にいたしましても、いろいろな部署でいろいろな関わりを建築界とは持っているわけでありますけれども、新年度、文化芸術推進基本計画の第2期が開始いたします。この中には「建築文化の振興」という視点が初めて盛り込まれる見込みであります。本委員会もそういう視点に立って日本の建築文化、特に近現代建築文化の振興を各界の皆様に検討していただくということが目的で今日は集まつていただいたわけであります。今回は幅広いステークホルダーといいますか、関わりのある皆様に集まつていただくことが目的でございまして、検討会には学会、実務界、また幅広い建築に興味を持ち、愛し、またユーザーとして関わっていただいている皆様からも、闊達な御意見をいただければという

ことでございます。

今後の活動への積極的な御参加、御提言、御支援をまたお願いしたいと考えております。
私からは以上であります。ありがとうございました。

【寺本課長】 続きまして、この検討会議の委員の皆様ですけれども、資料1がございます。「委員一覧」にある皆様で御議論をいただければと思っております。様々な分野のお立場から、10名の皆様にお願い申し上げています。ウェブも併用しながらの開催になっておりますので、その御参加の委員も含め、紹介させていただきます。

まず、学校法人工学院大学理事長の後藤治委員です。ウェブで御参加いただいています。

【後藤委員】 後藤です。よろしくお願ひいたします。

【寺本課長】 一橋大学大学院経済学研究科教授の佐藤主光委員です。

【佐藤委員】 佐藤です。よろしくお願ひいたします。

【寺本課長】 俳優の鈴木京香委員です。

【鈴木委員】 鈴木です。よろしくお願ひいたします。

【寺本課長】 大成建設株式会社設計本部シニア・アーキテクトの堀川斎之委員でございます。

【堀川委員】 堀川です。よろしくお願ひします。

【寺本課長】 株式会社カルチャースタディーズ研究所代表取締役、社会デザイン研究者の三浦展委員でございます。

【三浦委員】 三浦でございます。よろしくお願ひいたします。

【寺本課長】 それから、東京工業大学博物館副館長、教授の山崎鯛介委員でございます。

【山崎委員】 山崎です。どうぞよろしくお願ひいたします。

【寺本課長】 それから、本日、御都合により欠席の委員の方がいらっしゃいまして、お名前を御紹介申し上げますと、照明デザイナーの石井リーサ明理委員、建築家の隈研吾委員、早稲田大学理工学術院教授、佐々木葉委員、それから Casa BRUTUS 編集長の西尾洋一委員の4名様であります。

それから、文化庁の出席者としては、先ほど御挨拶を申し上げました長官の都倉、文化財鑑査官、奥健夫になります。

今般の会議においては、座長を選任するような形で運営のファシリテーションをお願いしたいと考えております。今回の会議開催に先立ちまして、各委員の皆様にあらかじめ候補者のお名前を御推挙いただいたところ、後藤委員ということでお名前が挙がっていますの

で、お願い申し上げられればと思います。後藤先生からも御承諾いただいておりますので、どうぞこれからの方の進行をよろしくお願ひいたします。では、後藤先生、よろしくお願ひいたします。

【後藤座長】 本日はオンラインの参加になってしまって、申し訳ありません。大役ではありますが、各界で活躍されている皆様の御意見を聞きながら、良い方向にまとめられればと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、時間ももったいないですので、早速、議事に入らせていただければと思います。まずは、議事の（1）我が国における建築領域の状況について等とありますが、文化政策の観点から見た建築領域の現在の位置づけ等について、事務局から問題意識とともに御説明いただければと思います。よろしくお願ひいたします。

【寺本課長】 資料の2の1と2の2を使って御説明できればと思っております。まず2の1です。私ども、事務局の問題意識を最初に紹介させていただければと思います。

我が国における建築領域に関する状況をどういう風に私どもが見ていて、どういう問題意識を持っているかという点ですけれども、日本において名建築と言われるものが、歴史的に種々存在していると思っています。こちらパワーポイント、名建築ということで、下から、古代、中世、近世、近代、現代という風に歴史を追って見てまいりますと、例えば古代では法隆寺金堂や平等院鳳凰堂など、歴史の教科書などに出てくるものがあったり、中世では、東大寺南大門とか巖島神社。それから近世、江戸時代になってきますと、京都の二条城とか桂離宮、あと大内宿、集落全体として非常に魅力的な空間が出来上がっているものがあったり、それから近代になりますと、こちらにあります旧岩崎家住宅、この窓からちょうど今見えております。こういったものとか、東京駅や国会議事堂、それから現代に至りますと、東京タワー、先ほど御覧いただいた資料の中にも話があった京都駅のビル、それから霞が関ビル等、諸々が存在してきているかと思います。

ところが、最近、近現代の名建築の取壊しもしばしば見られるようになってきております。次のページですけれども、例えば博多駅西側の西日本シティ銀行本店本館ビル、銀座の中銀カプセルタワービル、それから例えば宮崎県都城市の市民会館といったもの、大体、築後約50年を節目に、老朽化のためにどうするかという議論があつて取り壊すといった流れが非常にあるのではないかと思っています。こういったものをしっかりと有効に保存・活用していくことが大事だと考えられる一方、新しく造っていくことで技術やノウハウが確立し、また新しくまた継承されているという実態もあり、非常にバランスが重要なのかと思っており

ます。維持・保存、創造的な再生・活用、それから新築、この辺りの好バランスを考える必要があるのではないかというのが、私どもの問題意識の一つでございます。

2つ目の黒丸ですけれども、文化財の保護を行う仕組みが様々にございます。次のパワーポイントです。種々、文化財保護の体系がございます。制度はあるのですが、他方で課題も同時にありますて、例えば法律に基づく制度ですので、法制度の対象にならない建築などについては、文化の維持・保存等の観点から関与していくところがなく、こういった場合は基本的には制度としてあまり網がかかっていないかという状態にあります。

それから文化財について、法律の対象にしていくのかという議論は、建築から五、六十年が過ぎてからという実態もありますので、先ほどの老朽化で壊すかどうかというのが50年を境になっていることを考えると、なかなかスピード感が合っていないという実態があるのではないかと思っております。こういった状況があるため、文化財保護法による指定や登録の前の段階、将来的には対象になり得るかもしれないけれども前の段階のものとか、それから、ある建物は保護される対象だとしても、その周辺などに同じような、法律の対象には必ずしもならないものの価値があるのではと思われるものなどが、対象外ということで壊されていく、そういう実態も生じやすいのではないかと思います。

これらを文化財予備軍とでも呼ぶならば、そういうものの保護・活用も積極的に行う社会づくりが必要ではないかというのが問題意識です。諸外国の状況もよく勉強しながら、考えていく必要があるのではないかと思っています。パワーポイントの次のページを御覧いただきますと、海外のケースの一例として、フランスの制度例を御紹介しています。フランスでは、建築物と地域、すなわち建物だけではなく、その周辺を含めた地域の各々を認証する制度が2016年以降、動いている実態がございます。そして、認証された建築に対しては、「注目すべき現代建築」という呼称を統一的に与える形になっています。また、認証は専門の委員会による審査を経て、地域の知事が決定するという形になっています。認められると、そういう建築物であるというラベリングができる。プレートを置いて世の中に発信していくとか、土地収用の対象から外れるとか、メリットもいろいろあります。

もう一つは、地域としても同じように指定されていくという形の制度がございます。日本においてもどうあるべきなのかという点は、世界の状況もよく勉強していく必要があると思っています。いずれにしても、日本が文化立国としてこれからも世界に対して強力に魅力を発信していくに当たって、日本の建築に関する扱いの在り方をしっかりと検討して、確立して、実践していくことが不可欠ではないかというのが問題意識になります。

次のページになりますけれども、文化政策という目線から見まして、建築領域の今の位置づけなどがどうなっているかという点です。現状を見ますと、建築に関して、横断的・俯瞰的な形で、文化的概念というものを確立し切れていないのではないかと思われます。実際、行政組織の体制もそうなっているのではないかと思われるところがあります。例えば文化庁の組織を見ると、いろいろな部局が担当する内容を以ているのですが、建築物の保存などを担当する部局として文化財第2課、文化財の活用を推進する部局として文化資源活用課。それから、この場所は、建築資料をアーカイブして展示などをしておりますけれども、国立近代建築資料館を担当するのが企画調整課であるなど、各部局が部分部分で関与する形になっているというのが実態です。

政府全体で見ても関連する省庁、様々に担当が分かれています。左側に文部科学省、文化庁がございますけれども、それから、例えば真ん中の国交省、建築に関連する業の所管、担当をされており、都市計画の行政を担当していました。それから、右側に行くと経済産業省、住宅建造物などの業所管、業を担当する、そういう形で様々に関与しているような状態にあります。それ自体が必ずしも良い悪いという話では必ずしもないけれども、今、個々の建築に対する評価が世界的に非常に高いと思われますが、こういった構造下で課題もあるのではないかと思っております。

パワーポイント次のページを見ていただきますと、世界的な評価ということで、先ほど都倉からも話がありましたけれども、「建築界のノーベル賞」と紹介していましたプリツカー賞も、過去にここに挙がっているような方々が受賞されているなど、様々に建築家に対する評価が高いという認識であります。それに対して、日本の建築に関する魅力や強みを俯瞰的に整理して、それを一連の文化として世界に打ち出し切れていないのではないかと感じております。

今後に向けてということで今申し上げたようなことを整理して、問題意識として3つぐらい挙げておりますけれども、我が国、日本の今後の文化行政の一環、それから文化行政の中の重要な視点として、建築物、その周辺の風景、町並みといったランドスケープなど総合的にそういうものをひっくるめて、関連して「建築文化」という概念をしっかりと世の中で意識していくことが重要ではないか。これが1つ目の問題意識でございます。

建築に対する世界の評価の高さを考えることではあるんですけれども、日本が今後21世紀の半ばに向かう中で、建築領域は世界に対して誇るべき、または維持・発展させていくような文化的な魅力であると、そういうことを改めて認識することが大事ではない

だろうか、これが 2 点目であります。

3 点目は建築物、それから周辺のランドスケープといったものは、実は資産としてきちんと認識するべきではないのか。文化的な資産であり、ひょっとすると経済的な資産というふうに考えてもいいのではないか。そういう認識は様々なステークホルダー、作り手だけではなくて使い手の側、発信する人たちとか、そういう建築そのものが好きな人たち、様々な人たちが一緒になって、みんなで明確に意識していくことが大切ではないだろうかという問題意識を持っております。

資料の中には必ずしも入っていないですけれども、委員の皆様に御意見をいただければと思う点として 3 点ほど考えています。1 つは、日本の建築の魅力がどういう点にあると思われるか、どういう言葉とかコンセプトで表現すると世界に言っていきやすいだろうか御意見などいただければと思います。

それから 2 点目として、どういうものを大事にしていくかということを我々の中で考えながらやっていかなければいけないわけですけれども、これが大事なんですということをどう特定していくか。そういうたとえについても御意見などをいただければありがたいと思っております。

3 つ目は、こういう様々な建築に関するアクション、施策などを進めていくわけですけれども、どういった方々が参加して、関与していくべきか。世の中いろいろなお立場があると思いますけれども、どういう方々が参加していくべきか。それから、政府はどういった体制でやっていくべきか、民間との関係はどういう風にやっていくべきか、御経験なども含めて思われるところをいただければありがたいと思っております。もちろん、これは一例にすぎませんので、様々な御議論をいただければと思っております。以上でございます。

【後藤座長】 ありがとうございます。

それでは、ただいま寺本課長からいただいた論点も含めて、この後、御出席の委員の皆様から御意見を頂戴してまいりたいと思いますが、本日御出席がかなわなかった石井委員、佐々木委員、西尾委員、隈委員より事前に御提言をいただいておることですので、そちらを事務局より、まず紹介いただければと思います。よろしくお願ひいたします。

【寺本課長】 今日御欠席の委員からいただいたコメント、資料の 3 と 4 がお手元にあろうかと思います。また、お配りする形ではないですけれども、読み上げさせていただく形で、石井リーサ明理様からいただいた御意見も合わせて、3 つを紹介させていただきます。

石井委員からの御意見をまず御紹介申し上げます。読み上げで少しかいつまみながらでありますけれども、御容赦ください。「皆様、はじめまして、もしくは御無沙汰しております。照明デザイナー株式会社 ICON 代表、石井リーサ明理でございます。海外から移動中の飛行機の中にいますので、メッセージを用意させていただきました。私は照明デザインという活動を通じて、日本国内外、海外ではフランスを拠点にしていますけれども、欧州各地、中近東、アフリカ、アジア、アメリカなどでプロジェクトに従事しています。そういう日本国内外で建築や都市の魅力を掘り起こし、生かし、空間軸の地域的にも、時間軸の未来にもつなげていくという作業をしております。

従来、都市や建築において、その制作者というのは、昼間の景観を想定した設計思考をしてきました。しかし 20 世紀以降、都市化が進んで、市民の夜間の生活圏の拡大と定着が顕著になる中、都市と建築の夜の環境とかを環境と顔を考えつくるのが照明デザイナーの仕事です。一方で、21 世紀に入ってからは環境保護への意識の高まりや、都市圏以外での生活の豊かさなどを見直す傾向に拍車がかかっており、照明デザインにも、省エネだけではなく広い意味での環境型アプローチが求められるようになっていく現状です。

私が日頃から感じている危機感について触れさせていただきたく存じます。まず最近のことですが、日本国を代表するお立場にある方々と海外の方を交えての懇親の場で、日本の近代建築のすばらしさとか世界中での評価について、日本側の参加者の知識・認識が著しく欠けている状況に遭遇しました。世界の知識人、文化人の多くは一般教養として建築に関する知見を持っており、日本の建築に関する話題になることがあります。日本を代表する立場の方に限らず、一般教養として日本文化、日本文化というのは建築デザインに限らず全般に及ぶと思いますけれども、これらを再認識する必要を強く感じます。例えば義務教育の図工や美術の教科書に日本の建築、とりわけ近現代建築についてどれだけ教えられているでしょうか。国民の意識を変えるには 1 世代かかると言われますが、建築への認識にもそれくらい長い視点で取り組む必要があり、また、それだけの価値と意義があると考えます。

それから、建築を再認識する必要がなぜあるのかということについて、日本では建築を土木工学技術に結びつける傾向が強く、教育機関としての建築学科は、理系の工業大学や工学部に属するのが一般的です。しかし、建築は文化の一要素としても認識されるべきです。建築には確かにエンジニアリングが必要ですが、生活に密着し、生活圏と町並みをつくり、人々の人格形成や志向にも影響するという意味では、広く深く捉え直されなければなりません。

ちなみにフランスでは、7種類のアートの格付を論じた「7つのアート」という表現が知られており、建築はその第一角に位置づけられています。それだけ建築はアートとしての格付けが特別に高く、一般認識のみならず、自治体や国の政策もこうした考え方を反映しているように見受けます。例えばフランスには、歴史的建造物を保護する歴史的建築家という国家資格保持者がいて、教会などの歴史的な建造物だけでなく、庭園や史跡ごとに担当が決まっており、保全や修復、活用の全てを監視・指導する制度があります。並行して歴史的建造物周辺地域のためには、フランス建物建築家という別の資格の担当者が地区ごとに決まつていて、例えば古い教会近くのカフェの看板の色まで確認・認定することで、周辺地域全体のランドスケープ保全に責任を負っています。

これら2種類の資格保持者は、文化庁や市の保全課などに属しているわけではなく、独立して活動しており、モニュメントのライトアップとか都市照明に従事する際には、必ずプランを説明に上がって指導を受けなければならぬことになっています。つまり、ほぼ指定という規制をかけるだけでなく、二重三重の管理体制があるからこそ、時代によって変わりつつある都市の景観の保全と刷新をコントロールしています。もちろんそのまま模倣する必要はありませんが、実地の立場に立って保護指定をする行政側と設計者の目線の仲介をする役目は大切なではないかと実感しています。

一方、一般的な啓蒙という観点から、欧米の都市には、建築博物館やすばらしい建物自体が話題のミュージアムが多く存在します。例えばビルバオのグッケンハイム美術館のように、世界中から建物を見るために観光客を吸引できるような対策は日本には少ないと言わざるを得ないでしょう。「ビルバオ効果」という言葉まで生んだ波及効果、これに準じてヨーロッパや中近東などでは、都市再生の起爆剤として奇抜な現代建築家の力を借りる手法がかなり広まって、日本人の建築家の方もそういうところで活躍されています。

日本へのインバウンド観光客の中にも建築やデザインに興味のある方は多く、特に国や東京都がターゲットとして着目している富裕層、お金持ち層は殊さらにその傾向が強いいため、建築博物館やデザインミュージアムのさらなる拡充は、観光立国マーケティングに不可欠と考えられます。優れたキュレーター、評論家、研究者、クリエーターらが集まって、一般のファン層も含めた交流が生まれることで建築文化の発展に一役買うことが期待されましょう。こうした制度や意識改革の結果として、近現代建築を見直す風潮が日本国内でも高まり、有名建築の解体問題などは回避されるべき土壌が生まれるのではないかと考えます。」

以上、石井委員の御意見はここまでになります。

続いて、資料3であります。佐々木委員からの資料であります。これは「建築文化」という概念をどういう風に捉えるかということで、御提案いただいているものになろうかと思います。手書きの図の部分と説明の部分がありますが、私が拝見しての理解でありますけれども、縦軸が時間軸、下から上に向かって新しくなって時間が進んでいくという形かと思いますが、建築そのものには風土の部分、すなわち建築風土、世の中の風土、そして実際の空間があって、その上で物をつくっていくという流れがあって、そういうことを整理していただいていると思っています。

右半分を読みますと、風景、土木デザインの立場から考えると、「建築物」という存在も、常にそれを取り巻く風景、ランドスケープ、アーバンスケープというものがあつての存在であると言っておられます。それから、その建物、建築物を存在させているインフラストラクチャーといったものも分けて考えるものではない。特に風土の中における場所とか、ほかの周辺との関係が非常に強い、そういう傾向が強いことは日本の建築物の大きな特徴であり、それに対して、建築物そのものが確固たるものとして存在するヨーロッパの文明下にある建物とは大分対照的であるということをおっしゃっています。

そういう点も踏まえて、文化的な有形財としての建築は、その建築物そのものを取り巻く風土、空間・時間、文明・文化などが凝縮されたものとして捉えることで「建築文化」となるのではないかとおっしゃっています。それから、同時に図面とか技術とか利用状況といった記録と場面といったものもひっくるめて、「建築文化」と捉えてはどうかという御提案をいただいているいます。

資料4になりますけれども、これは『Casa BRUTUS』の西尾委員からのものになります。まず1つ目として、日本の建築の魅力がどういう点にあるか、どういう言葉や概念で表現するかという意味ですけれども、先ほどのプリツカー賞のことに言及いただきて、日本は8人受賞していて、非常に多くの方を輩出しているとおっしゃっています。世界的に評価が高い、近現代の著名建築家による名作建築が誇り得る建築資産の一つとして大きい存在を感じているということを御紹介いただいているます。

先ほども少し申し上げました中銀カプセルタワー、それから香川県立体育館のように解体の危機に瀕しているものなども多くあって、そういう文化財予備軍であつて、モダニズム建築と呼ばれるもの、この辺の価値をどう捉え直すかというのが議論に値する内容ではないかということを御提案いただいております。お手元にはその他、『Casa BRUTUS』の紙面の資料などもあるかと思います。

続いて2番、3番ですけれども、どういった建築物をどういう考え方のもと特定していくのか、どういう人たちが参加していくかという点については、モダニズム建築については、国際学術組織 DOCOMOMO の活動が参考になるのではないかという話をいただいている。それから、名作住宅の継承については、住宅遺産トラストの活動を御紹介いただいております。

こういった組織の活動を引き続き支援していくのが大事ではないかという御提案です。それから、町並み・風景の活用という意味では、京都でワコールが手がけている京町屋の再生活用プロジェクトが参考になるのではないかと御提案いただいている。

以上でございます。

【後藤座長】 ありがとうございます。

では、これに引き続きまして、本日御出席いただいている各委員から、順次御発言をいただければと思います。順番に指名させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

まず、それでは佐藤委員からお願いできればと思います。よろしくお願ひいたします。

【佐藤委員】 改めまして、一橋の佐藤です。よろしくお願ひいたします。多分、私は「建築文化」という点においては全く専門外の人間でありますし、もともと私のバックグラウンドは経済学者であり、特に財政学を専門としております。したがって、私のお話はその観点からというふうなことで御承知おきください。

3つオーダーをいただきまして、1つがコンセプト、2番目が基準、3番目が参画というふうに私は理解しております。コンセプトについては、多分あまり言うことはないような気がするので、2番目からお話しさせていただきます。なるほどと思ったのは、フランスにおける建築関連の制度例のところで紹介いただいている規格基準とかこういう話ですけれども、何をもって守るべきか、何をもって守るべきではないかというのは絶滅危惧種とは違うので、なかなか基準はない。そもそもこの適格基準も一般的であって、これをもって基準としろと言われても、多分、何にでも当てはまるし、何も当てはまらないということになってくると思いますので、むしろ重要なのは決める過程だと思うんです。決め方であって、例えばここに書いてあるように、地域遺産建築委員会なるものがあって、恐らくこれのガバナンスがどうなっているのかということ。それから、最終的には地域知事が決定しているというプロセス。それから面白いと思ったのが100年後に、本当に100年後まで覚えているんですかね。100年後に自動的に取り消されるということ。つまり定期的に見直すというやり方です。さすがに日本の建物で100年は無理なので10年とか、多分そのぐらいで切り替えて、自動更新ではなくて、そのときそのときに改めて更新するという運転免許証みたいなイメ

ージなのかと思うのですが、この辺りの決め方のルールがすごく大事になってくるかと思います。

そこで、参画のところに関わってきますが、じゃ、誰が関わるのかというときに、これが難しいと思うのは、持っている方は当然、参画者の一人かもしれません、ただ持っている人は壊したいかもしれない、地域の自治体として、あるいは文化庁として、あるいは地域コミュニティとして、守りたいけれども所有者自身はというケースもあり得るので、さて、これをどうするか。ある程度保障という形を取るか、規制という形を取るか、ここが今度は政府の関与に関わるのですが、これもフランスで、修繕等の作業をする場合には地域知事に通知する責任があるということなので、通知するだけでいいのかどうかは知らないですけれども、土地・建物については日本の所有権はすごく強いので、本人が壊すと言ったら壊すしかないし、本人が色を変えると言ったら変えるんです。よほど景観条例とかそういうのはありますけれども、でも非常に緩いので、したがって、ある意味、もしこういう形で保全という方向にかじを切るのであれば、所有権をどうするかというところは手をつけざるを得ないと。これは日本、我が国においてはかなりハードルの高いものだと思います。具体的には、例えば改修に対する規制とか、取壊しに対する許可制とかいったものは問われると思います。ただ、となると、例えば建物を守るというだけではなく、その地域として、まちづくりとしてどうなんだという位置づけにしていかないと、なかなかこの規制という枠はかけにくいのかという気がします。

それから、私は財政学者なのでいつも言うのですが、守るのはいいんですけども、そのために「補助金くれ」というのはいいかげんやめてほしいので、例えばふだん使いして、収益を上げろとは言いませんけれども、建物としてちゃんとふだん使いができていること。もちろん観光資源として使っていただいてもいいし、ホテルとか、そういうビジネス、商業施設であれば商業施設で使ってもらえばいいわけなので、ふだん使いして、かつ守っていくという視点が必要なのかなと思います。別に後生大事に、補助金漬けにするものではないと思います。

それから、私の専門なので、これは税制が大きいです。多分、相続税をどうしますかという話になってきます。指定されたら相続税免除ですかというのは、これは「言うは易し、するは難し」でありますので、相続税はどう対処するか、もちろん贈与税もあります。贈与であれ、相続であれ、この税制上、あと固定資産税も決してばかにできないので、こういったところの税制上の扱い、単に優遇するというだけだとほかの建物とのバランスに欠くとい

う議論が出てきますので、何か根拠が要るのかという気がしますので、この辺り税制上の対応策を検討していく必要があるのかと思いました。取りあえず、私からは以上です。

【後藤座長】 ありがとうございました。

続きまして、鈴木委員、お願ひできればと思います。よろしくお願ひいたします。

【鈴木委員】 今回、僭越ながら私、全く慣れていませんし、会議というのも緊張して縮こまっているんですけれども、こうやって皆さんのお話を聞いたり、資料を見させていただいて、いろいろなことを学ばせていただける機会を頂戴したと思って、まず皆さんに御礼を申し上げたいと思います。

それで、今回私は、維持、継承、保存を私は志したばかりなものですから、何年かたって確実に継承しているとなっていたら胸を張って言えるんですけども、継承を志す者として、いろいろ逆に質問させていただきたいと思っています。私から何か意見というよりも、これはどうなっているのかなというようなことでしかないので、幼くて情けないですが、二、三言わせていただきますと、今回、何が必要か、何を大切にして近代建築、もしくは日本の建築を守っていくかということに関してですが、今、もともと情報みたいなものは意外と日本にはあふれていますと、自分も仕事をしながら、楽しみでいろいろインターネットを見たり、雑誌を見たりしていると、すばらしい近代建築が今取り壊されようとしているというような情報は入ってきましたし、それでどういう建物なんだろうという興味も湧きましたし、実際に継承できるかどうかというような判断をして、トライしてという段階でいろいろな方にお会いして感じたのは、今の若い方々はもう十分に建築に興味を持っている方もいて、熱心に学んでいらっしゃる方もいるし、私もそうですが、海外旅行の目的が建築を見ることだったり、そういう方も本当に多いと思うんです。

ですから、そういう情報をどう増やして、皆さんにどう知ってもらうかということよりも、意欲ある若い世代の人たちがそれを継承する、維持する、所有するに当たって、どれだけ多くのハードルがあって、心がくじけていくかというようなことがあるのではないかと思うので、佐藤委員がおっしゃっていた、何でも保護するべきだとか、あとは税制の問題、補助金漬けとか、そういう大きな問題はあるかと思うんですけども、若い世代の人たちにも所有できるチャンスをある一定のルールだとか規定を満たせば、何か援助を受けやすくなるというようなものがあつたらいいのではないかと思います。大きな、日本の税制全てを変えるというような中からの話ではなくて、経験とか熱意とか実績みたいなものを聞いて、それがその建築に関しての実績ではなくて、古い建物を使ってお店をしたいとか、あとは何か改

装して自分のインテリアデザインのこれから勉強にしたいという方もいらっしゃるでしょうし、その世代でやりたいと言ってくださっている方々の得意な分野での実績というんでしょうか、そういうものを認めてあげて、夢や憧れだけでは終わらせずに、実際に守れるようにしていきたいと思うその気持ちを少しでも後押しできるような、何かできたらいいのではないかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

あとは魅力に関しては、私は本当にミーハーな感じでいつも、とにかく本当にかわいいなとか、すてきだなとか、ほっこりするなとか、あとはよくこんなに西洋の感覚をうまい具合に取り入れたなとか、それぞれの建築によって本当に魅力が多いと思います。ですから、地域によってそういうマップを作っているようなところもあるようですし、さっきお話を伺っていたら、リーサ委員がおっしゃっていた、フランスでは看板一つにとっても価値を見いだしてそれを認める、そういうのっていいなとも思いました。これは歴史的に価値があるから、全部を一まとめにして変えないようにということではなくて、この部分は最高にすべきなもので歴史的にも価値があるので、この部分だけでも大切にしていきたいということに何か認定許可というんでしょうか、そういうものを与えるというのは、フランスに倣ってそういうことがあったらしいな。もしかしたら日本でももうそういうのがあるかもしれませんけれども、そういうのってすばらしいのではないかと思いました。そんなところでしょうか。

本当に稚拙でお恥ずかしいのですが、今回の第1回だけではなく、また2回、3回目の話合いでもいろいろと勉強させていただきたいと思いますので、今日は失礼なことを申し上げていたらお許しくださいませ。

【後藤座長】 ありがとうございます。

では、続きまして堀川委員にお願いしますが、堀川委員からは、既に論点整理のペーパーを御用意いただいておりますので、併せて御覧いただければと思います。よろしくお願ひいたします。

【堀川委員】 よろしくお願いします。資料5、一番巻末のほうにある資料になります。私は大成建設という民間企業に勤めておりまして、今まで建築家の方々とも協働しながら、幾つか公共施設等を造ってきたという実績がございます。直近では、国立競技場の設計を担当させていただきました。様々に各地方、いろいろなところの方と建築を造りながら、苦労しながら感じていることを私なりにまとめてきた資料となります。

拙いところあると思うますが、ざっと。大きくは論点としまして、現状における課題、保

存について、そして新たな取組の可能性という3段構成でまとめてきております。かいつまんで説明させていただきます。現状における課題としましては、皆さん同じような感覚をお持ちだと思いますが、あんなにいい建築をどうして壊さなくてはいけないのかというような、壊さざるを得ない実態の中で、大きな建築界が持っている法規制とか現状を私なりに整理しました。

1つ目は、建築保存において建築基準法が、日本は地震国ということもあって、年々強化されている部分があります。建て替えようと思ったときにもう既にその建物は、法律上は地震に対して非常に弱い建物になっているところがあって、その建て替えをする際に耐震性能を合わせていく必要が出てきます。そのままでは既存不適格という、どうしても建物が弱いですよと言われてしまうことによって、悩みながら解体せざるを得ないという選択肢に追い込まれているケースも多々見受けられます。

次に、耐震改修といいまして、構造フレームだけを残して内装を現代的にアレンジするというのが、望ましいこれからの方だと思うんですけれども、ヨーロッパの諸外国などでは当然もうかなりやられています。日本においては、そういう建築の守り方というのが知識、意識としてすごく疎いのかという感じはしております。そういう普及活動が要るのかなと思います。耐震改修というと学校の改修のようなイメージが主でして、外側からがぱっと構造材を付け足すような形式だけではなくて、実は見えないようにひっそりと中に補強を入れたり、ダンバーを入れたり、免震システムなど、地震から力を免れるようにいろいろな耐震技術が実は開発されているのですが、世の中にどれほど知られているのかと非常に日々感じているところであります。特に民間の建物の応用例がまだまだ少ないという実感があります。

3つ目が、日本において建物の建て替えがどうしても促進されてしまう理由についてです。特にこれは地方などで感じるんですけども、建て替えた新しい建物のほうが賑わいが生まれるのではないかとか、起爆剤になるという期待感のほうがどうしても強いのではないかと。実例が少ないと関係すると思うのですが、少子高齢化であったり、過疎化という現状から、町を復活させたいという、そうした強い思いから、建物は建て替えにしようと踏み切ったというような実例が多い気がしております。

この辺りが3つ、私がふだん仕事をしながら感じる課題かと思っています。

次に、建築の保存につきましては、文化保存という観点でいきますと、ヨーロッパの諸外国というのは、歴史的保存地区が非常に古いところで2000年以上という、古い建物群にい

まだ人々が暮らし続けているということにいつも驚かされます。もちろん日本にもそういうエリアはあるんですけども、普通に暮らしているということに驚きを感じます。歴史的建造物が多く残る国々、イタリアとかそういうところでは、保存・改修のための規制が日本ほど厳しくなつたり、残すためにどうするかというシステムができていると思います。

そういう意味でいきますと、まだまだ日本は建物は建て替えるもの、消費財という感覚が強くて、例えばヨーロッパ諸国はストックしていく、守っていく資産なんだという建物への意識がすごく強いのかと、そういう差を感じます。一方で日本というのは、木造を主体として仮設的な建築が多くて、逆に壊してすぐまた造り変えられるような、そういうバラック的なショートスパンの建築も多くあります。かといって、それだけではなくて木造で600年、800年、何百年というロングスパンで造り続けてきた、京都、奈良に代表されるような伝統木造建築もあり、木造建築といつても、様々な時間軸の関与を持っているというのが日本における非常に強い特徴かと思っております。その感覚が今の近現代建築にも応用されていっていると思っています。そういうところをもっと広めていけば、新しい豊かなまちづくりができるのではないかと感じます。

続いて近現代、モダニズム建築と呼ばれる建築における保存の在り方についてですけれども、築50年を超えて対策を講じないわけにいかないという建物がこれからますます増えてくるという認識を、我々の業界でも強く持っています。要は戦後に一気に建てた建物が、今ほぼ建て替え時期に来て、どんどん壊さなければいけないという状況が既に目の前に起きています。その中で、もっと早い段階で建物を選別したり、ノミネートして守っていくプログラムの観点の対策がどうしても重要かと日々感じています。

建築の設計者としての立場としても、設計するとか、調査するというのが、新しい建物以上に古い建物を守っていくときには、すごく時間がかかります。その調査とか設計をするという立場からも、そういうところへの手厚い補助ではないですけれども、そういうことを助けるシステムであったり、建物品質を定める基準の保存建築版の公共標準仕様書、あるいは実際に造っていく、もう古くて手に入らない建築素材を集めたり、新しく工芸として甦らせるアーティストなどへの保障とか制度の拡充も重要なかと思っております。

次の3つ目が保存に関して、町並みとして地域を保存していくという考え方です。街は、古ければ古いほどその存在価値があって、みんなの共同体のものであるという感覚が芽生えていき、町全体が文化としての共有財産であるというふうになると思うんですけども、先ほどから挙げている近現代の建築というのは、建物がエリアではなくて、1つ1つの建物

が単独にその町にぽつっと存在しているケースがどうしても多いという状況で、そうすると、「守りましょう」と言ったところで、その建物がいいんだったら同じ築年数のうちのところの建物は？ といった、なぜそれを選ぶのかという疑念だったり、それをどうやって保存するかという方針がまとまり切らない間に解体せざるを得ないというようなことに追い込まれるケースも起きていると思いました。そういう意味で、長期保存を目的とした建築の買取りや指定管理、あるいは歴史建造物の認定など、ある種の囲い込みというのがこれからますます重要になってくると思っております。

3つ目に新たな取組の可能性としまして、まず1つ目が、先にいろいろ話題になっておりますのであれですけれども、日本の建築がピューリツァー賞の受賞者が非常に多いことからも、客観的に言える、非常に価値ある建築資産が多く眠っているといえます。そういう意味で、それらをもっともっと観光資源にしていく必要があるのではないかと思っています。先ほど佐藤委員もおっしゃっておられましたが、歴史的な建築物を普段使いするという意味においても、観光資源化というのは非常に建物を維持しやすい、要は少しお金を生むという意味においても、大変価値が高いことと思っています。昨今、様々なアートフェスが開催されたり、作家を点と例えると、点を線でつないでいくような活動をネットでも確認させていただいているが、そういうことや新旧交えた建築への展開、あるいはそういうアートのカテゴリーに建築をどんどん入れていくという形での試みが、様々まだ余地があるかと感じます。一例としましては、新潟県の妻有トリエンナーレで過去に古民家を、建築のプロではないアーティストが改修したりした例があり、アートと建築が一体となったような魅力的な掘り起こし、展示もあったりしたので、そういう可能性を感じています。

次に、新たな取組としましては、著作権と共有財産という観点で書かせてもらっています。インターネットなどで公開されているデジタルアート作品のNFTといったような、版画の原板のような扱いの認定方法が、最近、非常に取りざたされておりますけれども、建築に翻ってみると、著作権って何ですかというふうに考えると、建築物のオリジナルはどこにありますかという議論がそもそもされにくいという現状から、改修を続けたり、名義が移ったりしているうちに、オリジナルが変化してしまったというような不明確な状況というのが、建築が持っている状況かと思います。

そういう意味でも、一つこれは提案ですが、建物というのは15年から20年で一度大規模改修、修繕がなされるのが通例ですけれども、そこで所有者が変わるケースも多々あります。そういう意味で、15年から20年ぐらいの段階で、その建物の歴史的価値がある、ない

といったことが判断できるものに対しては、長期保存するための手続とか認定をして建物に箔をつけて、より防御していくということも、今後、非常に意味があるのではないかと思っています。

最後に、保存すべき建築への表彰という観点で書かせてもらいました。有名なところで世界遺産がありますけれども、古い建造物の選定活動で、世界遺産よりもう少し小規模の国内における認定活動として、地域で誇れる文化遺産やランドスケープを見つけ出して、位置づける活動も重要かと思っています。既に様々な歴史的遺産が調査委員会などで進められていると聞いておりますけれども、そういった検討委員が、あるいはノミネートされた地域・エリアをもっと活気づけるために若い建築家とかアーティストに入ってもらって、まちづくりとセットでつくり込んでいくというようなことが活動として重要ではないかと感じます。

あと、賞としての箔づけというようなことも大事になってくると思うんですけども、最後のシートに、私、土木は専門外ですので、今、建築の様々な表彰をリサーチしてきました。その中で、ほとんどの賞が新築、竣工してすぐの表彰ばかりなんです。それがいい悪いではなくて、保存された建築に対する評価という観点が、日本において特に薄い、そういう文化的なバックボーンとの絡みもあると思うんですけども、今は大きく BELCA 賞、それから JIA25 年賞、あとは耐震改修の表彰ぐらいでして、その辺のフォローアップがもっと必要なのではないかと思っています。場合によっては、実際、保存建築に認定されたら、それは保存されるほうに動きをなされる前提のような賞を新しく策定するとか、そういうところまで言及されると非常に意味があるのかと思っております。

長くなりましたが、以上になります。

【後藤座長】 ありがとうございました。

それでは、続きまして三浦委員、お願いできればと思います。よろしくお願ひいたします。

【三浦委員】 私も建築の専門家ではないのですが、なぜここに呼ばれたかは分からぬところがございますけれども、恐らくこんなことかなということで、自由に話させていただければと思います。

最初の日本の建築の魅力とはという点については、まさに門外漢なのでよく分からない。西洋近代建築、近代に限らず、西洋の建築と日本的なものの融合を常に意識してきたということになるかと思うのですが、佐々木委員のペーパーに私の言いたいことも結構書いていただいていると、四季のある自然ですから、自然の中にどう溶け込むかというのは大変重

要なんだろうと思います。それが 2 番目のどういうものを大事にするかということになるかと思いますが、事務局との打合せのときに、「建築文化」の定義は何かとお聞きしたところ、それはないというか、しないというお話で、ずっと考えていたのですが、建築文化と言われて最初に思い出したのがそういう雑誌があったなということで、一般的には「建築文化」という言葉はまず使われない。「都市文化」なんです。

都市文化と建築文化を比べると、建築は都市の一要素ですから、今のところ都市文化のほうが重要だらうと私は思っています。ですから、その都市の文化、都市といつても、大きなところから小さなところから、田舎から都会からあるわけですけれども、その都市らしさをより伸ばしていく建築が新たにできるならいいと思うし、また、その都市らしさに、ここはどう、要るよねと、この建物が必要だねという建築であってほしい。それを残すべきなんだろうと思います。

都市文化って何だと言っても、またこれは難しいですけれども、過去四半世紀で、私にとって最高の建築は、吉祥寺の闇市跡のハモニカ横丁にできた「ハモニカキッチン」という小さなカフェです。もうこれは衝撃を受けました。これが原宿や渋谷にあっても何の衝撃も受けなかつたのですが、今は大層賑わっていますが、当時は真っ暗なんです。真っ暗な闇市、そこに真っ白なカフェがリノベーションでできて、恐らくこれは住吉の長屋ぐらいの衝撃なのではないかと今でも思っています。

そうすると、何しろ闇市跡ですから、火事が出ると困るというので早く壊してビルにしようという人はいっぱいいるのですが、今の吉祥寺の都市文化を考えたときに、ハモニカ横丁、その「ハモニカキッチン」をつくった方が 13 店舗今展開していますが、ハモニカ横丁なしに吉祥寺なんてあり得ないです。だから、そうすると「ハモニカキッチン」は建築かというとこれも怪しいのですが、でも建物です。今回、そういうことをどういうふうに位置づけるのかと思います。

過去四半世紀 2 番目にすばらしいと思っているのは、実は自分でやったマンションのリノベーションで、自分にとってはこれが一番です。一応いろいろ考えまして、東大の大月敏雄教授の同潤会コレクションから 1 個、トイレのドアをもらいまして、そのトイレのドアを私のリノベーションしたマンションのバス・トイレのドアにしまして、これがもう本当にいいですね。トイレに入るたびにいいなと思うんです。ただの古いドアですけれども。そのように一人一人が建築に関心を持ち自分のものとして愛するというか、愛着を持つというか、そういう機会が普通は少ないんです。普通のマンションを買うだけだし、最近はリノ

ーションもはやっていますが、これも資産価値を考えてなんて言うと、どうしても新築を買いがちであったりもしまして、それこそフランスのように、欧米のように、なかなか愛着を持って建物を見るということが少ないんだろうと思います。そこをどうするかということです。

そういう気持ちが高まっていかないと、建築文化になっていかないということかと思います。その上で大切なのは教育で、学校教育でも建築をちょっとぐらい教えてくれよという話と、コルビジェを教えてもいいんですけども、自分の学校の周りに、ただの古い建物かと思ったら意外に意味があるんだとか、そういう住宅とか公民館なんかでも、実は結構、当時の最新のデザインなんだよとかそれぐらい教えてあげると、関心を持つのではないかと思うんです。今まで一切そういう教育がなかったと思うので、一般人と専門家の知識、経験の格差、あるいは感情、感性の格差があると思います。

あとは、昨日、全く別件で大泉学園の住宅地を見にいったら、図書館にチラシが置いてありました、大泉学園のまちづくりをしている市民団体ですか、紙一枚、地図を作っていました、何と書いてあったかというと、世界遺産ではなくて「世間遺産」と書いていました、要するに自分たちにとって重要な一本のケヤキの木であったり、神社であったり、川であったり、そういう風景を自分たちの狭い世間の中での遺産として大事にしようというチラシでしたけれども、こういう意識がすごく大事だと。これはもちろんまちづくりにとって大事だし、シビック・プライドとか、要するに建築に限らず、これからすごく大事な心理だと思うんですけども、文化庁が「建築文化」と言うとどうしても堅苦しいので、いやいや、そんな堅いことではなくて、まさにそういう「世間遺産」、皆さんの町で個別にやられているこうしたことも含めて、建築文化を支える大切な気持ちなんですよということは浸透させたほうがいいのではないかという気がいたします。

そういう意味では、先ほどもどなたかおっしゃったように、建築文化は確かにあまりリジットに定義したり、「これだ」というふうに言わずに、一律の基準で評価をせずにそれぞれの地域の事情がある。例えば工場跡地にタワーマンションを建てて、税収を増やしていくといけない地域もあります。一方で、中心市街地がもうぼろぼろになって、シャッター通りになった地域もある。いろいろな地域が、限られた資源・予算でできることをやっていくことが大事なので、そういう意味では、あまり確かに建築文化はこれだとか、保存すべきものはこれだという定義が必要でありつつも、それぞれの地域で決めてもらうのが大事だという、そういう土壤づくりも大切かと感じております。以上です。

【後藤座長】 ありがとうございました。

それでは、続きまして山崎委員、お願ひできればと思います。よろしくお願ひします。

【山崎委員】 山崎です。私は現在、日本建築学会建築歴史・意匠委員会の委員長をしておりまして、3月末までが任期ですので、良い機会をいただいたと思っております。

まず、最初に今日お題をいただいた3点のうち、「日本の建築の魅力」をどう表現するかですが、最初の「日本の」という部分については、最初の石井先生の御意見にあったように、海外はそれをもう既に感知しているようで、逆に日本にいるとその辺は気づきにくいかもしれません。次に日本の「建築」という点について、今回の文化芸術推進基本計画に「建築文化」を含めるという観点で、建築とほかの文化・芸術分野との違いを考えると、まず1つは建築というのは「総合芸術」であるという点です。つまり建築単体としては成立しなくて、そこに美術、工芸、演劇、生活といったものが全部加わって一つの芸術になる、いわば器といいますか、舞台といいますか、そういう存在が建築であるということです。その「器」に対し、昔は価値が第一に置かれていましたが、「物」のほうがメインになってきて、本来の価値が見過ごされている、というのが一つの印象です。

日本の古建築が庭園や都市といった「環境」と一体的にその価値を生んでいるというのはご存じだと思います、それは多分、近現代建築にも共通していると思いますが、環境のほうが変わってしまったためにそれが見えづらくなっているということであって、近代建築にも本来的にはそうしたポテンシャルは伝統的に継承されていると思います。ですから、近現代建築もそれまでの日本の建築と同じく、全体との関係の中で1つ1つができると思っています。

その中で「近現代建築」というものの魅力は何かということですが、1つは身近な存在、カジュアルな存在であるということ、国宝建造物のような権威的なものとは違って非常に身近な存在であるということが、特に戦後の建築の持つ大きな魅力だと思います。これは戦後の建築が戦災を受けていないために数多く残っているということもあります、それだけではなく、戦後は地方自治が本格的に始まり、多くの建築家が日本の全国各地にかなり実験的で優れた作品を多く造りました。特に市庁舎や文化施設などの公共建築は気鋭の建築家が腕を競うように、むしろ東京以外の全国にたくさん造ったということがあります、それらは現在もストックとして現存しております。ただ、使う側の要求の変化とか市区町村の統合とかの関係で空き家になっている建築が多くなっているのが現在の状況です。このカジュアルで身近な存在、というのが「価値が低い」ということではなく、魅力の一つとして理解す

ることが重要だと思います。

それから 2 点目、どういうものを大切にしていくか、ということですけれども、1 点目を踏まえて考えると、それは多分その地域の人々が良いと思ったものは良いものだと考えて良く、これは全国にたくさんある建築を前向きに評価していくときの大きなベースになる見方だと思います。そうすると、ではどういった人々が評価に関わっていくのかということになると、これは少数では手に負えないので、全国に建築ファンを増やしていくということが一番大事だと思います。建築ファンというのはユーザーのような立場の方もいれば、修理に係るプロフェッショナル、建築家の人たちも含めての話です。現在はそういった人たちが増えているようですので、底辺からそういった建築の文化を支えていくことができる状況になりつつあると感じております。また、こうした良い建物を末永く大切にしていくためには、現在の人だけではなくて未来の人たちも含めて考えることが重要です。それは今日も既に指摘されていますが、教育に関わる話だと思いますが、その教育も子供の頃から、身近で「良い」と思った建築を大切にしていくような教育が根づいていけば、さらに底辺が頼もししくなってくるのではないかと感じております。

こうした建物の歴史的な価値という点について、登録文化財制度は築 50 年を条件にして広く建物を保存していくという制度ですが、1980 年代に竣工した建築は対象になりません。これも他の先生が御指摘されているように今の時代、築 50 年が条件ではその前に壊されてしまいます。同時代の建築はやはり身近な存在ですので、そういう身近な建築を守っていくためには、50 年をせめて 30 年、35 年という時期で価値づけができるような制度が必要です。大体 20-25 年ぐらいで設備的な不具合が始まり、30 年くらいの時期に資産的な価値が内部で検討され、35 年ぐらいで結論を出さなければいけないタイミングが来るというのが一般的ですので、30 年を過ぎたあたりで応援できる制度があると、かなり状況は変わってくるという気がしています。

以上が私の感想ですが、あと先ほど鈴木委員から、継承に当たってのいろいろなバリアーに関して何とかできないかというお話をありました。たとえば身近な古い建物をリノベーションする際には基本的に新築と同じ現行法規が適用されるわけですが、そういったものを緩和するような良い方法が広く共有されれば、技術的にも経費的にも、精神的にもバリアーは下がってくるだろうと思います。文化財建造物には一定の条件を満たせば「適用除外」という方法が実際にあるわけですが、これが受けられる建物には「歴史的な価値」が認めらなければいけない。ですので、こういった観点からも、身近な近現代建築に対しても積極的

に歴史的な価値付けを行うような取り組みを強化して欲しいと思います。

あと、建物がなくなるケースとしては、うまく継承できなかつた場合と、有事の際に災害でダメージを受け、それを直すことができずに諦めて壊してしまうというケースもあります。これは東日本のときにたくさん経験しましたが、そういうしたものに対するサポートも必要です。文化庁は文化財ドクター派遣事業という形でいろいろ努力されていますけれども、有事に関わるサポートもより手厚くするように取り組んでいただきたい。

最後に、こうした戦後の近現代建築をできるだけ広く地域の人々の積極的な参加をベースに拾い上げていこうという活動は、実は文化庁が2015年から近現代建造物緊急重点調査事業という形で取り組んでおります。これまで8県で実施しており、地域のヘリテージ・マネジャーの方々を中心に、地域のユニークで魅力のある「優れた」建築をリストアップする調査を始めていますが、これにもっと積極的に国が予算をつけていただきたい。現在は年間300万しか予算がないため、年に1県のペースでしか調査結果が出ません。そうすると、全部終わるまでに40年近くかかってしまいます。全国が同じような状況に置かれていますし、これまでの8県だけでも有効な調査結果が得られることがわかつたと思いますので、これに本格的に取り組んでいただきたいというのが私のお願いです。地域の人々もこの活動を通じて、シビック・プライドを持ち得るようになってきています。以上です。

【後藤座長】 ありがとうございました。これで一通り皆さんのお意見を聞いたのですが、今日は皆さんの御意見を私が本来まとめる立場なのですが、まとめることはとてもできませんので、最後に私の意見も言わせていただくつもりではあるんですけども、その前に皆さんで、他の委員の皆さんのお意見を聞いて何か追加して述べたいことがあつたり、質問みたいなことがあつたりすれば、限られた時間ですが、お聞きしたいと思います。どなたかありますか。

よろしいですか。なければ、私からも少し意見を……。

【寺本課長】 後藤先生、寺本です。事前に御説明する中で、隈委員から口頭で少しコメントをいただいていたのを御紹介を忘れていました、少し補足させていただいてよろしいですか。

【後藤座長】 どうぞ。

【寺本課長】 慌しくお話ししながらですけれども、4点ほどコメントをいただいております。

1つ目は、建築に関連する様々な議論が、専門家とか業界に限られてずっとやってきて

る部分があるのを世の中に広げていこうという今回の発想について、賛成しますということをまず一ついただいております。2点目は、建築物を評価するシステムを今後どういうふうに設計していくかということが大事ではないかという話をいただいている。

2つのことの組合せということかなとおっしゃっていたのは、1つ目は、建築から50年、60年たったコアなものだけではなくて、その周辺に光を当てる仕組みをどう考えるかということです。周辺というのは、風景とかランドスケープを念頭にということだと思いますけれども、2つ目の面として、そういう光を当てたときに当たったものをきちんと保存していく、活用していくということを拾える、税制などを含めたシステムの面という両面を回しながら動かしていくこと。そういう設計をしていくことが大事ではないかという旨のことをおっしゃっていました。

3点目ですけれども、住宅の話に少し及びまして、住宅というのも都市にとって非常に重要な景観であると思っておられると。昨今、規模が大きいまともな物件も残していくいきなりいうような実態が存在していく中で、例えば増改築などの既存不適格、先ほどから話が出ていることだと思いますけれども、そういうことをしやすくすると、税制度でそういうことを進めるということのセットで、これもやっていく必要があるのではないかとおっしゃっていました。

もう一つは、4点目ですけれども、先ほどのヴィラ・クウクウの話なんかにもあるような、ああいう名建築と言われるもの、それと同時に、話言葉として「ボロい」というのは町にざつとある、そういう町並みという両面を視野に入れて政策を考えていくといいのではないか、考えていいってほしいということをおっしゃっていました。先ほど三浦委員からお話をあったハモニカ横丁のこととか、中野駅の北口エリアのようなイメージのことを念頭に置いて言っておられた感じです。

そういう雑多だけれども世界観のある町並みをしっかりと残していくという意味で、行政が関わる人の個人の裁量とかで規制的な部分をもう少し緩めながら、上手に運用していく。吉祥寺の例なんかはそういうふうにうまくやっているとおっしゃっていましたが、そういうことが進んでいくといいよねというようなお話をありました。

大体その4点をおっしゃっていましたので、補足いたします。失礼しました。

【三浦委員】 1点いいですか。

【後藤座長】 どうぞ。

【三浦委員】 さっき教育のところで言い忘れたのですが、子供の教育の話だけしました

が、普通の町場の不動産屋さんの建築に対する知識、愛情がなさ過ぎる。あと、実際に僕が経験したことすれども、例えばリノベーション、知りません、普通の不動産で契約書をやり取りする従業員の方、R不動産を知りません。だから、別に建築が好きで不動産屋さんになる人はまずほとんどいないです。もうお金が好きでなる。そこはすごくネックになってると思います。もう土地を見ると建て替えたがるみたいな。そこでストップをかけるような何かがないと。それが知識なのか教育なのか分かりませんが。

今、吉祥寺の話が出たけれども、吉祥寺には心ある地元不動産さんが1人だけいて、古くて高く貸せなくなつたようなマンションを、デザイナーと一緒にリノベーションして、自分の好きなインテリアにして借りられるよという活動は、ここ数年されています。すごくそれが増えたというわけでもないけど。あと、この商店街に、こういう店は出てほしいのと出てほしくないとやっぱりあるので、そこを考えているとか。建物でも、この通りにこういうサッシは使わないでほしいと、こういうサッシならいいとオーナーにアドバイスをされたりもしていて、そういう不動産屋さんが各まちまちに増えくれると大分いいなと思います。

【佐藤委員】 私からもいいですか。

【後藤座長】 どうぞ、よろしくお願ひします。

【佐藤委員】 すいません、佐藤です、何度も。

今回一番気になったのは、この建築の保存をするとき、誰がそれを決めるのかというところで、私、近所が吉祥寺なものですからハモニカ横丁も通るんですけど、そんないいものだと全く認識してなくて、狭い場所だなという認識以上持ってないんですけど。

でも逆に、外部から発見されるものもあるんです。例えば、山崎委員から御紹介のあった自治体による認定の仕組みにしても、地元の人が決めるとなると、どうしても地元目線が入るんですよね。そこでよく気がつくのがDMOで観光振興で、海外の人とか外の人の目線を入れることによって地元の隠れた観光資源を発掘するというのがあるんですよ。意外と外の人間のほうが、客観的にとか斬新な目、新規性のある目で見ることができるというのはあるので。

私も最初は、これは地元の人たちが決めればいいでしょうみたいな、そんなふうなイメージでいたんですけど、むしろこういう、どうやって外の目線を入れていくかと。今、こういうネット社会なので、ネットからいろんな意見を集めのでもいいんですけど、そういったふうな視点、あと専門家だけじゃなく多角的な視点をどうやって取り入れていくのかとい

うのが、これは大きなポイントかなと思います。

以上です。

【後藤座長】 ありがとうございます。

ほかにないでしょうか。

なければ、私のコメントだけ言わせていただいて。

最初の日本建築の魅力というところで、日本に限らず、私は建築の魅力は、一つは気候風土とか地域の災害や産業への対応をしていて、建築が非常に多様な地域性を持っていることではないかと思っています。一方で、近現代というのは、その地域性とか多様性をどちらかというと画一化に向かわしたところがありまして、そういう中でそういう地域性とか多様性に取り組んでいる作品に魅力があるのかなとか思ったりもしています。

それから、建築の魅力のときに、我々建築に関わっている者が忘れがちな魅力の一つが、建築がいろんな事件や事象の場所や舞台になるということだと思っています。同じ建築でも、何かの事件や事象が起きると、それによって価値が生まれるということが多々ありますて、これは海外だと historic とかという価値観に置き換えられるんですけども、人物や事件との関係で価値が生まれて、そういう場所を大事にしようという気持ちが生まれる。二のこともそれなりに意味があるんじゃないかなと思っています。

建築文化に関しては、英語で built environment とか cultural resources という言葉があって、建築はそういう built environment の一部ですし cultural resources の一部というふうに捉えられています。そういうものの一つの大きな影響で、構造物、これは建築に限らず土木系のものもそうですが、人の目に触れるものは公共の財産だという認識が非常に高いということが言えると思います。

そういうその built environment とか cultural resources というものの延長で、人の問題と関係するんですが、海外ではそういうものを、新しいものも含めて何かをつくったり改造したりするときに、どうしてそういう行為をするのかという意見の表明だとか、歴史や文化をどう解釈したのかを説明することが義務付けられていることが多いあって、一方で、それに対して他者の意見を聞く、市民の意見を聞いたり、場合によってはオーソリティーズの意見を聞く、商業地で地域の商店街の意見を聞くとか、イギリスのビクトリア朝時代の建物だとビクトリアンソサエティという団体の意見を聞くといった、多様な設定がされています。そういう形で、どちらかというと規制というよりはアセスメントの運用で、人々の参加を促しているケースというのが、近年すごく目立つようになってきています。

その表裏の関係で、皆さんからも出ていた教育の問題というのを考えていくと、そういうふたアセスメントのやり取りに关心を持ったりすることが教育によって促されるということは非常に大きいだろうなと、皆さんの意見を聞いておりました。

あと、建築文化、人の問題で教育と関わるところでいうと、建築は衣食住の住に関わるものですので、住を通して教育とか关心を深めていくということは非常に大事なのかなと思っております。

私からは以上であります。

ということで、今日は皆さんの意見を多々聞いてきたんですが、何かまとまるということではないんですが、今日は情報とか皆さんの御意見を大きく聞いて時間になったということで、次回以降は、本日の議論を踏まえて、建築文化を振興する意義や課題について議論を進めるというのが命題のようですので、次回はそういった方向でも議論を進められればというふうに思います。

ということで、進行を事務局に一旦お返しいたします。

【寺本課長】 ありがとうございます。

座長ありがとうございました。それから、御意見いただきました委員の皆様、どうもありがとうございました。

これで閉会になりますけども、閉会に当たって文化庁の文化財監査官の奥より御挨拶申し上げます。

【奥鑑査官】 委員の皆様、本日は大変充実した場となったと思います。それぞれのお立場から、中身の濃い御意見をいただきまして、これをどういうふうに次につなげていくかというので、大きな楽しみができたと思います。

私ども、今、開かれているこの建築資料館は、企画調整課というところに置かれておりますけれども、ここでこの準備をした人たち、当局は、文化財第二課資源活用課の建造物の文化財保護の担当の調査官の人たちが準備をしています。

私どもは、この文化財保護と文化振興というのが、ずっと文化庁の仕事の2つの柱として行ってまいりましたけども、近年の傾向として、その境がこう曖昧になってきているところがございまして、それで、生活文化とかいろいろ文化振興と文化財保護のどちらにも比重が置かれ得るようなものが多くなってまいりました。

文化財保護は、国家主導でこれまで明治以来行ってきた施策でございまして、その文化財という言葉が割合重みを持っておりますけれども、反面、規制を伴う。そして、どうしても

その公共的価値でも 50 年たって指定等がなされるというのは、それを象徴していることですけれども。価値が定まったものを序列化して選択的に保護していくということでございます。ただ一方、文化振興のほうになりますと、多様性をより重視する、多様な価値を認めしていくという方向に一方で文化庁の施策もなっております。

そうしますとそこに、何といいますか、矛盾のようなものも時には出てくる局面がある。それで、その多様な価値を保存するためには、公共の関わり方もおのずとその文化財保護の従来の手法とは異なってくる。そこで公共の範囲ですね、先ほどもその地域とかいろいろ、どういう範囲を設定して、それにふさわしい施策、保護として直接的にかかるのか、間接的な支援をむしろ重視していくのかという、そういう多様な関わり方を組み合わせて、それでこの問題に関わっていく、捉えていくべきではないかと思います。

そういう具体的なお話を次回以降に、既にそれに言及なさっている方々、何人もいらっしゃいましたけれども、お知恵をお出しいただきたいと思います。

本日はどうもありがとうございました。

【寺本課長】 ありがとうございます。

第 2 回目は、今、日程の御相談を皆様にさせていただいているだけれども、多分 4 月の下旬ぐらいの目途になるんじゃないかなと思っております。

今日いただいた御意見を踏まえながら、それから御質問にも上手に答えられるような形で、我々としての進んでいく方向性、そういうものをうまく整理していけたらと思っています。また、そのたたき台などを御覧いただきながら御相談させていただければと思います。

では、今日はどうもありがとうございました。

—— 了 ——